鎌倉市立富士塚小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月 鎌倉市立富士塚小学校

(平成30年12月改定)

(令和3年 9月改定)

(令和4年 5月改定)

(令和7年 改定中)

【学校教育目標】

豊かな人間性を持ち、たくましく生きる子の育成

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該 児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった 児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(「いじめ防止対策推進法」第2条)

【いじめに対する基本認識】

- ●いじめは、いじめを受けた児童の尊厳を損なう、絶対に許されない行為である
- ●いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る
- ●いじめは、家庭環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る
- ●いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲 の子どもにも注意を払う必要がある

1 本校のいじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、人によって感じ方やとらえ方が異なるため、「いじめ」なのかどうかの判断は慎重に行われなければなりませんが、大切なことは、いじめにつながる可能性があるすべての事例に対して、教職員がチームとなって迅速に対応することです。特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の者による状況の判断が可能となります。いじめ問題に取り組むにあたっては、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」「早期解決」に取り組みます。

本校のすべての子どもにとって、安全で安心して生活できる場所であるためにも、 教職員が情報を共有し取り組むとともに、関係機関や教育委員会との連携も密にし、 子どもたち一人ひとりに対しチームで支援する体制づくりを進め、早期発見、早期解 決に努め、「いじめのない学校」を目指します。

また、いじめ問題には、学校や家庭の問題としてだけではなく、全ての大人たちの問題として取り組む必要があるため、日頃から地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進めていきます。

(いじめの禁止)

本校では、いじめを禁止するとともに、いじめを放置しません。

(学校及び教職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組みます。

また、いじめが疑われる場合においても、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止 に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組

- ○体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して自己の役割や責任を果たそうとする態度やよりよい人間関係を築こうとする態度等、 道徳性を育む取組を進めます。
- ○日頃の授業や行事等特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進します。
- ○児童が主体的に考えられるよう、日頃から分かる授業を心がけ、授業づくりに努めます。
- 「特別の教科道徳」(以下「道徳科」)の時間などを通して、児童生徒が主体的にいじめの問題に取り組めるよう、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」ことを教え、児童生徒がいじめの問題について自ら考える機会を設定していきます。
- ○学校関係者や地域の方等との連携を通して、教育活動における様々な場面で「いの ちの大切さ」を学ぶ機会を設定していきます。
- ○児童支援専任や児童指導担当を中心として、学期に一度、児童指導・児童理解についての研修を行い、いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について共通理解を図ります。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ○「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る問題である」という認識 を持ち、日頃から子どもの日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童との 信頼関係の構築等に努めます。
- ○アンケート調査や教育相談を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を次のように 整えます。
 - ① 児童対象いじめ等のアンケート調査を年三回実施する。
 - ② アンケート調査をもとに、学級担任等による児童からの生活や学習に関する面談を行う。

- ○児童及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制 の整備を行います。
 - ① 教育相談員(教育センター)、スクールカウンセラー(中学校区)の活用
 - ② 児童支援専任の活用
 - ③ 児童及び保護者からの、いじめ等の相談をどの職員でも随時受ける

○毎月の職員会議において、児童指導・児童理解についての情報交換の時間を設定し、 いじめ、またはいじめの疑いのある事案については、職員全体で情報を共有して見守 っていく体制を整えます。

(3) いじめの早期解決のための対応・措置

- ○いじめを見た、またはいじめの疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめ させて対応をします。
- ○教職員がいじめに係る相談を受けた場合は、すみやかにその事実の有無を確認します。
- ○相談・通報のあった事案は、「富士塚いじめ防止等対策委員会」を開催し情報の共 有と早期解決に努めます。
- ○いじめがあったことが確認された場合には、学校は、いじめを受けた児童を守るため、平穏な学校生活を再開できるよう、当該児童及びその保護者に対して必要な支援を行います。
- ○いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であり、当該児童 の取った行動が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした 指導を行います。
- ○いじめを受けた児童が安心して教育を受ける必要があると認められるケースは、保護者との相談の上、いじめた児童に対して、一定期間別室等において学習を行う措置を講じます。
- ○いじめを見ていた児童にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ○はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加 担する行為であることが理解できるよう指導します。
- ○これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係する専門機 関等との連携の下で取り組みます。
- ○いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童の生命、 身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、教育委員会に報告・協議 し所轄警察署との相談や学校警察連携制度の活用など、警察と連携して取り組みま す。

(4) インターネット上のいじめへの対応

- ○インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童を中心に、携帯電話利用教室等、必要な啓発活動を行います。また、学級活動や道徳、総合的な学習の時間の授業の中で、情報モラル教育の一層の推進を図ります。
- 学校で実施するいじめに関するアンケートに、インターネット上のいじめに関する質問項目を設けるなど、インターネット上のいじめの早期発見に向けた取組を進めます。

(5) いじめの解消

- いじめを行った児童生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導するとともに、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。なお、いじめられた児童生徒の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わずに指導することもあります。また、いじめの行為に至った背景を把握し、いじめを行った児童生徒と保護者に対していじめを繰り返さず、学校生活を営ませるための助言や支援を行います。
- いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。
 - ①いじめに係る行為の解消:被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市長又は学校いじめ防止対策委員会等の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
 - ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと:いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消している状態と判断することはできません。学校は、いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童生徒との対話を深めることなどを通していじめの再発を防ぎます。

3 いじめ防止等対策委員会の設置

【富士塚いじめ防止等対策委員会】=拡大ケース会議=

いじめの防止等の取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、特定の教職員で対処するのではなく、必要に応じて外部専門家の参画も得ながら、学校全体で組織的な対応を行います。

【構成員】

校長・教頭、総括教諭、児童支援専任、支援教育担当、児童指導担当、養護教諭、該当児童担任、学年担任、教育相談員、スクールカウンセラー等を中心として構成し、対応する事案の内容に応じて構成員を追加します。

【内容】

学校いじめ防止基本方針の見直しや、次のことを担当します。

- ◇いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報を収集、記録
- ◇いじめの疑いのある情報があった際の学年会や職員会議等緊急会議の開催
- ◇関係する児童への事実関係の聴取など、いじめに関連する情報の迅速な収集及 び調査
- ◇いじめを受けた児童の保護やいじめを行った児童に対する指導や支援・連携・ 方針の検討
- ◇いじめを受けた児童及び行った児童に対する保護及び支援並びにその保護者と の連携

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめを受けていた児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、 金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合など、生命、心身 又は財産に重大な被害が生じた場合、若しくは、いじめを受けていた児童が、その ため相当の期間(概ね 30 日。但し、連続して欠席している場合は、この目安にか かわらず。)欠席を余儀なくされている疑いがある場合を指します。

(2) 事態の発生を受け対応

- ○学校は直ちにいじめに係る重大事態と判断し、速やかに鎌倉市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議し「いじめ調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査に着手します。その後は、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成 29 年3月文部科学省)」により適正に対応します。
- ○児童やその保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったと きは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえな い」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査等に当たります。
- ○調査に当たっては「富士塚いじめ防止等対策委員会」の構成員が中心となり進め、 事態の収束まで調査を続けます。なお、事案内容により構成員については鎌倉市教 育委員会と検討し、校長が任命します。

【構成員】

富士塚いじめ防止等対策委員会の構成員に加え、専門的知識及び経験を有する 者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

- ○学校は調査内容を、鎌倉市教育委員会へ報告するとともに、必要な対応を協議します。
- ○学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと判断した場合、鎌倉市教育委員会においての調査を依頼します。

(3) いじめを受けた児童及びその保護者への情報提供

- ○学校はいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた 児童及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行います。
- ○当該情報提供を行うに当たっては、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意して行います。
- ○調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、 所見をまとめた文書を添えて報告します。

5 その他

- (1) いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、自校の取組みを評価します。
- (2) 必要に応じて、学校基本方針を改定し、あらためて公表します。